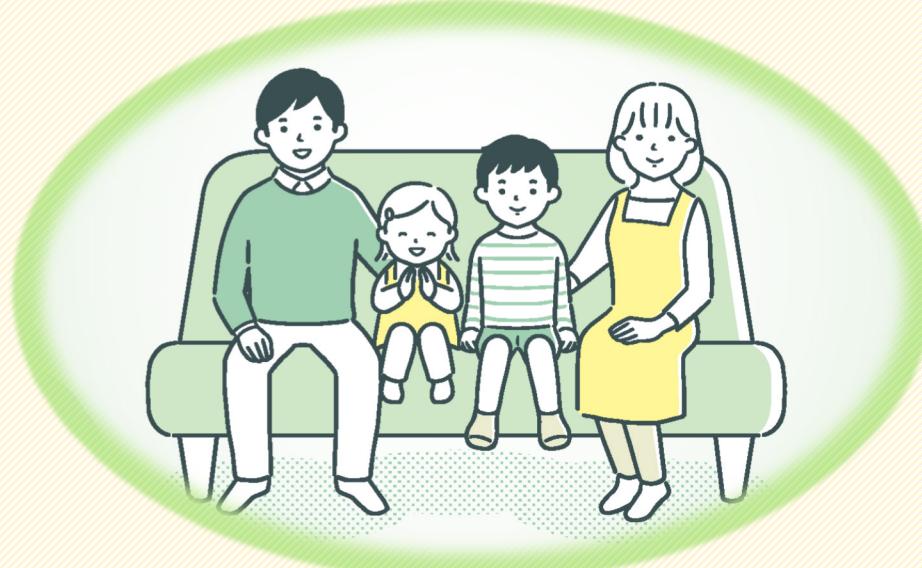


第3期松戸市子ども総合計画 の策定について

令和6年7月26日（金）

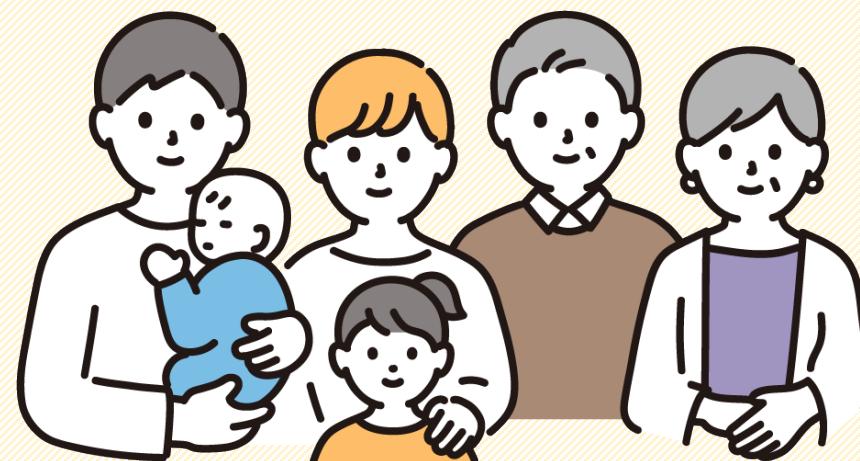


(1) 計画策定の概要

- 本市では、現在、「第2期松戸市子ども総合計画」及び「第2期松戸市子どもの未来応援プラン（子ども
の貧困対策計画）」に基づき、子ども・子育て支援施策及び子どもの貧困対策を推進していますが、両計
画ともに計画期間が令和6年度をもって終了することから、令和7年度から令和11年度を計画期間とす
る、「第3期松戸市子ども総合計画」を策定するものです。

(2) 「松戸市子ども総合計画」について

- 本市の子ども・子育て支援のあるべき姿や理想を基本理念として掲げ、基本理念の下で、目標及びそれを達成するための施策・手段を体系的に整理したものです（⇒p.3 参照）。



参考1 第2計画の施策の体系



2 計画の策定方針

(1) 子どもの意見や視点を重視

- 「子ども基本法（令和5年4月1日施行⇒p. 5参照）」及び「子ども大綱（令和5年12月22日閣議決定）」を踏まえ、計画の策定に当たっては、子育て当事者だけでなく、子どもの意見や視点を特に重視することで、子どもの最善の利益の実現を図ります。



(2) 「子ども版」の制作

- 計画書については、本編のほか、「子ども版」と題した、子ども向けの冊子を制作し、説明に漫画やイラスト、クイズ等を交えて、市の施策や取組に興味や関心を持ってもらうことで、多様な意見を引き出し、計画策定後についても、子ども目線による施策の推進を図ります。



(3) 既存の各法令に基づく関連計画を一体化

- 「子ども基本法」に基づく「市町村こども計画」として策定し、第2期計画と同様、既存の各法令に基づく関連計画を一体化して定めます（⇒p. 6 参照）。



(4) 新たに「子どもの未来応援プラン」を統合

- 「子ども大綱」においては、これまで別々に策定・推進されてきた、「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」の3つの大綱が統合され、子ども施策に関する基本的な方針や重要事項等が一元的に定められたことを踏まえ、第3期計画では、新たに「子どもの未来応援プラン」を統合することで、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、これまで以上に総合的かつ一体的に子ども・子育て支援を推進します（⇒p. 6 参照）。



参考2 こども基本法（抄）

（こども施策に関する大綱）

第9条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- (1) 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- (2) 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
- (3) **子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項**

（都道府県こども計画等）

第10条

2 **市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。**

5 **市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。**

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第11条 **国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。**

参考3 松戸市子ども総合計画の体系



第2期（令和2年度～令和6年度）

第3期（令和7年度～令和11年度）

第3期計画より
新たに統合

こども計画（こども基本法）

子どもの貧困対策計画
(子どもの貧困対策の推進に関する法律)

子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法）

子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法）

次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法）

母子家庭等及び寡婦自立促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法）

母子保健を含む成育医療等に関する計画（成育基本法※）

※「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」の略称

3 計画策定に向けた主な取組

(1) 子ども・子育て支援に関するアンケート調査（令和5年度実施）

- 保護者（未就学児・小5・中2）や子ども（小5・中2・高2）等を対象にアンケート調査を実施し、子ども・子育て世帯の生活実態や動向、子ども・子育て支援に対するニーズ等を把握・分析しました。（⇒資料1－3参照）



主に「基本施策」の検討に活用

(2) まつど高校生 “こどもまんなか” アイデア・イラストコンテスト（令和5年度実施）

- 子どもの意見表明の機会を充実させ、市の施策や取組に興味や関心を持ってもらうことを目的に、子どもや子育てに関する取組等に関して、高校生からアイデアやイラストを募集し、コンテストを開催しました。



主に「基本理念」の検討に活用

(3) 「こどもモニター※」等からの意見聴取（令和6年度実施予定）

- ワークショップ等を通じて、子どもの意見やアイデア、考え等を把握・聴取し、第3期計画「こども版」の制作等に活かす。



※ 子どもの意見や要望を市政に反映させることを目的に昭和49年に発足し、子ども会育成会会長及び中学校長の推薦並びに公募により選出された小学6年生及び中学2年生（令和6年度：小学生11名・中学生22名）で構成され、近年は「こども新聞」の発行や「子ども夢フォーラム」等において市長に対する政策提言等を行っている。

4 第3期計画の骨子（基本理念・目標・施策）



基本理念…………… 基本目標…………… 基本施策……………



すべての子どもに
「十人十色」
の輝く未来を！



1 子どもが権利の主体となり、
常に子どもの最善の利益が尊重される

2 子どもや家庭を切れ目なく支え、
安心して妊娠・出産・子育てができる

3 乳幼児期から子どもが良質かつ適切な
幼児教育・保育を受けられる

4 生まれ育った環境に関係なく、
子どもが自分の未来に夢や希望を抱ける

5 多様な遊びや体験等を通じて、
子どもが自己肯定感や
生きる力を得られる

6 虐待等の人権侵害から子どもを守り、
子どもが安全に安心して幸せに暮らせる

7 障害の有無や国籍等にかかわらず、
子どもが健やかに成長できる

基本施策……………

1-1 子どもの意見表明や社会参画の機会を充実させる

1-2 子どもの権利に関する地域の理解を促進する

2-1 子どもや家庭に寄り添った相談支援や家事・育児支援を充実させる
2-2 子どもの健やかな成長を支える保健・医療を提供する
2-3 妊娠・出産・子育てに関する経済的支援を充実させる
2-4 子育て家庭のニーズに応じた情報提供を充実させる

3-1 安全・安心で質の高い幼児教育・保育を提供する
3-2 多様な保育ニーズに応じた地域の子育て支援を充実させる
3-3 幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を推進する

4-1 子どもの貧困に関する地域の理解や連携を促進する
4-2 低所得世帯やひとり親世帯の子どもへの教育支援を充実させる
4-3 ひとり親世帯等が抱える課題に応じた経済的支援を充実させる
4-4 生活の安定に向けた自立支援や就労支援を推進する

5-1 子どもの遊びや体験活動の機会を確保・創出する
5-2 子どもの体験や交流、生活の場となる居場所づくりを推進する
5-3 子どもや子育てにやさしい街づくりを推進する

6-1 児童虐待の予防・早期発見・早期対応を推進する
6-2 ヤングケアラー早期に発見し、必要な支援につなぐ体制を強化する
6-3 いじめから子どもを守るために取組みや体制を強化する
6-4 子どもを犯罪被害等から守るために対策や地域の見守りを推進する

7-1 障害や発達に特性がある子どもとその家庭への支援を充実させる
7-2 医療的ケア児への支援や受入体制を強化する
7-3 外国籍等、多様な文化的背景をもつ子どもや家庭への支援を充実させる

(1) 基本理念の改定（骨子案：p. 11～ p. 13参照）

基本理念



すべての子どもに「十人十色」の輝く未来を！

- 第1期及び第2期の計画では、基本理念として「子ども力（ちから）でつながる未来」を掲げていましたが、これには、子どもは生まれながらにして大きな可能性を持ったかけがえのない存在であり、子どもは多くの人に支えられながら、夢と希望を持って成長し、やがて社会を支える側、すなわち未来の力となるとの思いが込められています。
 - 現在も、本市として、その思いに変わりはありませんが、「こども基本法」や「こども大綱」が目指す「こどもまんなか社会」の趣旨を踏まえ、子どもの意見の尊重・反映を図るために、「まつど高校生“こどもまんなか”アイデア・イラストコンテスト」での提案等を基に、基本理念の改定を行いました。なお、基本理念には、次のような思いを込めています。

基本理念の趣旨

- ① 子どもが自分の意見を持てるよう、様々な支援を受けることができ、権利の主体として、その意見を表明し、社会に参画できる。

② 子どもが心身ともに健やかに成長でき、個性、人格及びその多様性が尊重され、ありのままの自分を大切に思い、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる。

③ 子どもが多様な価値観に触れ、相互に尊重し合い、固定観念や特定の価値観を押し付けられることなく、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる。

④ 子どもが思想・信条、人種、民族、国籍、障害の有無、生い立ち、成育環境、家庭環境等によって、差別的取扱いを受けることがなく、夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびと挑戦でき、将来を切り開くことができる。

⑤ 子どもが不安や悩みを抱えたり、困難に直面しても、周囲の大人や地域に支えられ、問題を解消したり、乗り越えることができる。



参考4－1 コンテストの最優秀賞（イラスト部門）



「十人十色」 鈴木 まや さん（千葉県立松戸国際高校2年生）



参考4－2 コンテストの最優秀賞（アイデア部門）

「子ども食堂で貧困と多文化理解について考える」 吉岡 マリア 沙羅 さん（千葉県立小金高校3年生）

子ども食堂での気づき

貧困対策、コミュニティの役割のほかに
外国籍の方、外国籍の子供たちなどの支援に
役に立っていることを知りました。



新松戸地区には、中国、ベトナム、ネパール、スリランカ、
ナイジェリアなど、さまざまな国籍の方が暮らしている多文化
共生地区もあります。

ウクライナ料理を作ろう！

・子ども食堂でボルシチ食べよう

・一緒にウクライナ
料理を作るイベントを開催する

・私たちが今の状況を
「注目する」ことが大切！！

ボルシチを食べて
ウクライナの子供たちのことを考えよう
のアクション



新松戸の子ども食堂でアクション

みんなの反応

- ・ボルシチ初めて～
- ・おいしい
- ・あたたまる
- ・ビーツ、初めて
- ・赤い！！
- ・ウクライナってここにあるんだ
- ・こんなおいしい料理があるとことで
戦争があったり、困っている子供たちがいるんだ など



今回のアクションで学んだこと

今回の学びの中で、社会で起こっていることが
身近な存在であり、ジブンゴト化することの大切さを学び
ました。

松戸市や地域の問題が、社会や世界にもつながっていて
共通の問題が存在し、自分ができる一歩が社会を良くする
一歩につながると感じました。

(2) 基本目標の改定=細分化及び具体化（骨子案：p.14参照）

- 第1期及び第2期の計画では、基本目標として、「子どもの力」、「家庭の力」、「地域の力」の3つを設定していますが、やや抽象的な表現のため、近年の社会動向や「こども大綱」、「こども未来戦略」等を勘案して、7つの基本目標に細分化するとともに、「こどもまんなか社会」の趣旨を踏まえ、「子ども」を主語または目的語に据えて、表現を具体化することで、市民にとってよりわかりやすく、親しみやすいものとしています。

• 基本目標

1 子どもが権利の主体となり、常に子どもの最善の利益が尊重される

2 子どもや家庭を切れ目なく支え、安心して妊娠・出産・子育てができる

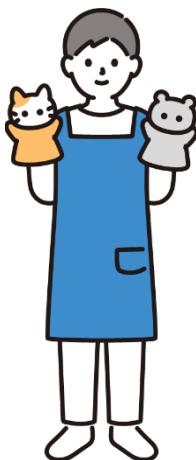
3 乳幼児期から子どもが良質かつ適切な幼児教育・保育を受けられる

4 | 生まれ育った環境に関係なく、子どもが自分の未来に夢や希望を抱ける

5 | 多様な遊びや体験等を通じて、子どもが自己肯定感や生きる力を得られる

6 | 虐待等の人権侵害から子どもを守り、子どもが安全に安心して幸せに暮らせる

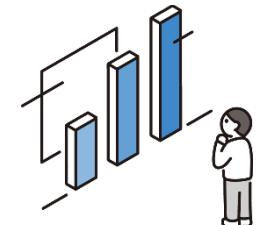
7 | 障害の有無や国籍等にかかわらず、子どもが健やかに成長できる



5 第3期計画のポイント(3)

(3) 基本施策の設定根拠を明確化（骨子案：p. 16以降参照）

- 基本目標の実現に向けた基本施策を設定するに当たっては、
E B P M (Evidence Based Policy Making : 証拠に基づく政策立案) を徹底しています。
 - 施策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、
施策の目的を明確化した上で、合理的根拠（エビデンス）を重視しています。
 - 市・県・国・関係機関の各種統計等を精緻に分析・考察し、特に、令和5年度に実施した子ども・
子育てに関するアンケート調査については、選択式回答に基づく定量的分析だけでなく、自由回答
(=市民の生の声) の結果をこれまで以上に重視し、カテゴリー別に分類して、課題やニーズを抽出
する等、定性的な分析も実施しています。



(4) 施策の体系の簡素化（骨子案：p. 15参照）



- 第2期計画では、各事業を34の施策に細かく分類していますが、複数の施策に重複して分類されている事業（再掲事業）が多数あり、施策の意義や目的がわかりづらく、市民の混乱を招くことが懸念されるため、網羅性にも留意した上で、23の施策に整理・統合・再編し、体系の簡潔化を図りました。

(5) 近年の社会的課題等に対応した施策を具体化

- 子どもの人権・意見表明・参画、ヤングケアラーや医療的ケア児への支援等、
近年の社会的課題に係る施策をより具体化して明記しています。



6 計画策定に向けたスケジュール

時期	内容
令和6年7月	<u>子ども・子育て会議①</u> ● 第3期松戸市子ども総合計画骨子案について
令和6年秋頃	<u>子ども・子育て会議②</u> ● 第3期松戸市子ども総合計画の素案について
令和7年1月	<u>パブリックコメント（意見募集）</u>
令和7年2月頃	<u>子ども・子育て会議③</u> ● パブリックコメント（意見募集） 手続きの実施結果について
令和7年3月末	<u>第3期松戸市子ども総合計画（こども計画）公表</u>

